

社会福祉法人埼玉療育友の会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人埼玉療育友の会（以下「友の会」という。）役員等の報酬、旅費及び宿泊費に関し、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員、顧問、評議員選任・解任委員会委員及び福祉サービスに対する苦情解決業務に当たる第三者委員をいう。ただし、職員を兼ねる者を除く。

(報酬等)

第3条 役員等が友の会の主催する理事会等の会議に出席した場合又は友の会の業務に関し、来園し、又は出張した場合は、次の各号に定めるところにより、報酬、旅費及び宿泊費を支給する。

(1) 報酬 日額 13,000円

(2) 旅費 友の会給与規程別表6の出張旅費の規定に準じて算出した実費に相当する額

(3) 宿泊費 一泊3万円の範囲内において実費に相当する額

2 友の会定款第9条第1項で定める評議員の報酬等の総額は、友の会定款第23条第1項の役員等の報酬等の総額を含むものとする。

3 報酬等は通貨で役員等に直接支給する。ただし、役員等の同意を得た場合には、当該役員等の指定する金融機関の当該役員等の預金口座への振込みによることができる。

4 第1項で定める報酬等の支給が前項の振込みによる場合は、翌月25日に支給する。ただし、当日が休日に当たるときは、前日に繰り上げる。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人埼玉療育友の会役員旅費規程(平成10年4月1日施行)は廃止する。

3 この規程は、平成25年12月19日から施行する。

4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。